

特定事業所加算に関する届出書(同行援護)

令和4年3月15日提出

事業所の名称	ヘルパーステーションなごや	異動区分 (該当の番号に○)	1 新規 2 継続
適用年月日	令和4年4月1日		3 変更
届出項目 (該当の番号に○)	1 特定事業所加算(Ⅰ) ①ア、②～⑧、⑨アと⑩ アに適合	2 特定事業所加算(Ⅱ) ①ア、②～⑦ 又は①ア、②～⑥と⑧と⑨アに 適合	3 特定事業所加算(Ⅲ) ①ア、②～⑥と⑩アに適合
			4 特定事業所加算(Ⅳ) ①イと②～⑥及び⑨イと⑩イ に適合

別紙「特定事業所加算 算定基準確認票」で必ず要件を確認し、各要件の空欄に○をつけること。

〔体制要件〕

- ア 個別の同行援護従業者に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修を実施している又は実施することが予定されている。
イ 全てのサービス提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該研修計画に従い、研修を実施又は実施することが予定されている。
- 同行援護従業者の技術指導等を目的とした会議を定期的開催している。
- サービス提供責任者と同行援護従業者との間の情報伝達及び報告体制を整備している。
- 同行援護従業者に対する健康診断の定期的な実施体制を整備している。
- 緊急時等における対応方法を利用者へ明示している。
- 新規に採用したすべての同行援護従業者に対し、熟練した同行援護従業者の同行による研修を実施している。

〔人材要件〕

- 同行援護従業者に関する要件について
下表の(1)については必ず記載すること。(2)・(3)・(4)・(5)については、**計算シートの数値と一致していること**、**計算シートで、要件の有・無をチェックすること**、**いずれかの記載で可。**

※(ア)～(オ)については、計算シートの(ア)～(オ)の数値を記入すること。	常勤換算職員数	サービス提供時間	
(1) 同行援護従業者の総数	(ア) 人	(イ) 時間	
(2) (1)のうち介護福祉士の総数	(ウ) 人		(1)に占める(2)の割合が30%以上
(3) (1)のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の総数	(エ) 人		(1)に占める(3)の割合が50%以上
(4) 前年度又は前3月の期間におけるサービス提供時間のうち、常勤の同行援護従業者によるサービス提供の総時間数	(オ) 時間		(1)に占める(4)の割合が40%以上
(5) 前年度又は前3月の期間におけるサービス提供時間のうち、同行援護従業者養成研修課程修了者又は国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程第4条第1項に規定する視覚障害学科修了者その他これに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修修了者である同行援護従業者によるサービス提供の総時間数	(カ) 時間		(1)に占める(5)の割合が30%以上

- すべてのサービス提供責任者が3年以上の介護等の実務経験を有する介護福祉士又は国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者である
- ア 複数のサービス提供責任者の配置が必要な場合、常勤のサービス提供責任者を2人以上配置(複数のサービス提供責任者の配置が不要な場合は、○を付してください。)
イ 基準上必要なサービス提供責任者の数が2人以下の事業所で、常勤のサービス提供責任者を配置し、かつ、基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置

〔重度障害者対応要件〕

- ア 前年度又は前3月の期間における利用者(障害児を除く)の総数のうち、障害支援区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者(登録事業者に限る)の占める割合が30%以上
イ 前年度又は前3月の期間における利用者(障害児を除く)の総数のうち、障害支援区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者(登録事業者に限る)の占める割合が50%以上

	I	II	III	IV
↓	↓	↓	↓	↓
①イ				○
②～⑥				○
⑨イ				○
⑩イ				○
⑧				○
⑨ア				○
⑩ア				○
⑩イ				○
⑩ロ				○
⑩ハ				○
⑩ニ				○
⑩ホ				○
⑩ヘ				○
⑩ト				○
⑩チ				○
⑩リ				○
⑩ニ				○
⑩ホ				○
⑩ヘ				○
⑩ト				○
⑩チ				○
⑩リ				○
⑩ニ				○
⑩ホ				○
⑩ヘ				○
⑩ト				○
⑩チ				○
⑩リ				○
⑩ニ				○
⑩ホ				○
⑩ヘ				○
⑩ト				○
⑩チ				○
⑩リ				○
⑩ニ				○
⑩ホ				○
⑩ヘ				○
⑩ト				○
⑩チ				○
⑩リ				○
⑩ニ				○
⑩ホ				○
⑩ヘ				○
⑩ト				○
⑩チ				○
⑩リ				○
⑩ニ				○
⑩ホ				○
⑩ヘ				○
⑩ト				○
⑩チ				○
⑩リ				○
⑩ニ				○
⑩ホ				○
⑩ヘ				○
⑩ト				○
⑩チ				○
⑩リ				○
⑩ニ				○
⑩ホ				○
⑩ヘ				○
⑩ト				○
⑩チ				○
⑩リ				○
⑩ニ				○
⑩ホ				○
⑩ヘ				○
⑩ト				○
⑩チ				○
⑩リ				○
⑩ニ				○
⑩ホ				○
⑩ヘ				○
⑩ト				○
⑩チ				○
⑩リ				○
⑩ニ				○
⑩ホ				○
⑩ヘ				○
⑩ト				○
⑩チ				○
⑩リ				○
⑩ニ				○
⑩ホ				○
⑩ヘ				○
⑩ト				○
⑩チ				○
⑩リ				○
⑩ニ				○
⑩ホ				○
⑩ヘ				○
⑩ト				○
⑩チ				○
⑩リ				○
⑩ニ				○
⑩ホ				○
⑩ヘ				○
⑩ト				○
⑩チ				○
⑩リ				○
⑩ニ				○
⑩ホ				○
⑩ヘ				○
⑩ト				○
⑩チ				○
⑩リ				○
⑩ニ				○
⑩ホ				○
⑩ヘ				○
⑩ト				○
⑩チ				○
⑩リ				○
⑩ニ				○
⑩ホ				○
⑩ヘ				○
⑩ト				○
⑩チ				○
⑩リ				○
⑩ニ				○
⑩ホ				○
⑩ヘ				○
⑩ト				○
⑩チ				○
⑩リ				○
⑩ニ				○
⑩ホ				○
⑩ヘ				○
⑩ト				○
⑩チ				○
⑩リ				○
⑩ニ				○
⑩ホ				○
⑩ヘ				○
⑩ト				○
⑩チ				○
⑩リ				○
⑩ニ				○
⑩ホ				○
⑩ヘ				○
⑩ト				○
⑩チ				○
⑩リ				○
⑩ニ				○
⑩ホ				○
⑩ヘ				○
⑩ト				○
⑩チ				○
⑩リ				○
⑩ニ				○
⑩ホ				○
⑩ヘ				○
⑩ト				○
⑩チ				○
⑩リ				○
⑩ニ				○
⑩ホ				○
⑩ヘ				○
⑩ト				○
⑩チ				○
⑩リ				○
⑩ニ				○
⑩ホ				○
⑩ヘ				○
⑩ト				○
⑩チ				○
⑩リ				○
⑩ニ				○
⑩ホ				○
⑩ヘ				○
⑩ト				○
⑩チ				○
⑩リ				○
⑩ニ				○
⑩ホ				○
⑩ヘ				○
⑩ト				○
⑩チ				○
⑩リ				○
⑩ニ				○
⑩ホ				○
⑩ヘ				○
⑩ト				○
⑩チ				○
⑩リ				○
⑩ニ				○
⑩ホ				○
⑩ヘ				○
⑩ト				○
⑩チ				○
⑩リ				○
⑩ニ				○
⑩ホ				○
⑩ヘ				○
⑩ト				○
⑩チ				○
⑩リ				○
⑩ニ				○
⑩ホ				○
⑩ヘ				○
⑩ト				○
⑩チ				○
⑩リ				○
⑩ニ				○
⑩ホ				○
⑩ヘ				○
⑩ト				○
⑩チ				○
⑩リ				○
⑩ニ				○
⑩ホ				○
⑩ヘ				○
⑩ト				○
⑩チ				○
⑩リ				○
⑩ニ				○
⑩ホ				○
⑩ヘ				○
⑩ト				○
⑩チ				○
⑩リ				○
⑩ニ				○
⑩ホ				○
⑩ヘ				○
⑩ト				○
⑩チ				○
⑩リ				○
⑩ニ				○
⑩ホ				○
⑩ヘ				○
⑩ト				○
⑩チ				○
⑩リ				○
⑩ニ				○
⑩ホ				○
⑩ヘ				○
⑩ト				○
⑩チ				○
⑩リ				○
⑩ニ				○
⑩ホ				○
⑩ヘ				○
⑩ト				○
⑩チ				○
⑩リ				○
⑩ニ				○
⑩ホ				○
⑩ヘ				○
⑩ト				○
⑩チ				○
⑩リ				○
⑩ニ				○
⑩ホ				○
⑩ヘ				○
⑩ト				○
⑩チ				○
⑩リ				○
⑩ニ				○
⑩ホ				○
⑩ヘ				○
⑩ト				○
⑩チ				○
⑩リ				○
⑩ニ				○
⑩ホ				○
⑩ヘ				○
⑩ト				○
⑩チ				○
⑩リ				○
⑩ニ				○
⑩ホ				○
⑩ヘ				○
⑩ト				